重要事項説明書 (通所介護・介護予防通所型サービス)

あなたに対する通所介護・総合事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明 すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット	
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-2	
法人種別	営利法人	
代表者名	坂本 康浩	
設立年月日	2009年2月2日	
電話番号	0 4 2 - 7 3 2 - 3 7 3 5	
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html	
	http://www.o-t-p.co.jp/	

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラスつきみ野
指定番号	大和市長指定第 1493000499 号 神奈川県指定第 1473003513 号
所在地	神奈川県大和市下鶴間656-1 つきみ野サウスビル 1F
開設年月日	通所介護:2022年4月1日 総合事業:2021年1月1日
電話番号	046-204-5313
管理者の氏名	登石 悠紀
サービス提供地域	(大和市)下鶴間、つきみ野、中央林間、中央林間西、林間、南林間、鶴間、西鶴間、上草柳の一部、深見西の一部、深見東の一部、深見の一部 (相模原市南区) 上鶴間の一部、上鶴間本町の一部、東林間の一部、相南の一部 (座間市)相模が丘の一部、小松原の一部
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート		
延べ床面積	$1007.50\mathrm{m}^2$		
	通所介護と介護予防通所型サービスを合わせて次の通りとする。 1単位目:29名 2単位目:29名		
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ		

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・介護予防通所型サービスにおける運動機器利用による機能訓		
	練		
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する		

5. ご利用事業所の職員体制

1単位目

<u>- + - - - - - - - - - </u>		
ご利用事業所の従	員数	勤務の体制
業者の職種		
管理者	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
生活相談員	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
看護職員	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
介護職員	4人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
機能訓練指導員	2人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)

2単位目

ご利用事業所の従	員数	勤務の体制
業者の職種		
管理者	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
生活相談員	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
看護職員	1人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
介護職員	4人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)
機能訓練指導員	2人以上	常勤1名 昼勤(8時30分~17時45分)

<職務内容>

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、当該事業所の従 業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ・生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、指定通所介護の業務に従事する とともに、事業所に対する指定通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者 と協力して通所介護計画の作成の補助等を行う。
- ・介護職員、看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護 や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、訓練指導及び助言を行う。

6. 営業時間

営業日	月曜日~金曜日 ※年末年始を除く祝日は通常通り営業
営業時間	8時30分~17時45分
サービス	1 単位目: 9 時 0 0 分~ 1 2 時 0 5 分
提供時間	2 単位目: 1 4 時 0 0 分~ 1 7 時 0 5 分

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、補助

8. 利用料

- (1)介護保険の適用を受けるサービス(負担割合証に記載されている割合が自己負担) ※詳細は別紙「料金表」参照
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス(全額自己負担)
- (3) その他の費用 があります。
- (1) 介護保険の適用を受けるサービス
 - ① 通所介護サービス
 - ② 介護予防通所型サービス
 - ②は月額制ですが、以下の場合は日割計算を行います。
 - ア 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
 - イ 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
 - ウ 同一保険者管内での転居等によって事業所を変更となった場合
 - エ 月途中から契約・利用開始となった場合
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス 介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。
- (3) その他の費用

飲物代 … 当施設のドリンクサーバーをご利用の場合、1日につき100円 を徴収致します。※飲物代以外の費用は不要とします。

- (4) キャンセル料 なし
- (5) 支払方法

口座振替(1回目の口座振替が始まるまでは集金とさせていただきます。) ※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時~午後5時
担当:管理者	ご利用方法	電話	046-204-5313
		住所	神奈川県大和市下鶴間656-1
			つきみ野サウスビル 1F
大和市	ご利用時間	平日	午前8時30分~午後5時00分
健康福祉部	ご利用方法	電話	046-260-5170
介護保険課		住所	神奈川県大和市下鶴間1-1-1
事業者指導係			
国民健康保険団体	ご利用時間	平日	午前8時30分~午後5時15分
連合会 相談窓口	ご利用方法	電話	$0\ 4\ 5 - 3\ 2\ 9 - 3\ 4\ 4\ 7$
日本弁護士会	ご利用時間	月~	金曜日 午後1時~午後4時
高齢者障害者のための			火曜日 午前10時~午後12時
電話相談	ご利用方法	電話	0 3 - 3 5 8 1 - 9 1 1 0

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。利用者様に賠償すべき事故が発生した 場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意過失がなかった場合はこの 限りではありません。

• 加入保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 西暦2016年3月1日

11. 研修

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備し ます。

① 採用時研修採用後2か月以内 ②継続研修 年2回以上実施

12. 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者 に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後に おいてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

13. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるも のとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結 果について、従業者 に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現 に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これ を市町村に通報するものとします。

14. 感染症に関する事項

- 1 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしま
 - (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとと もに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

15. 第三者評価実施の有無

無し。

16. 事故発生時の対応

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護 支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の 日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。